

平成21年第1回砂川市議会臨時会

平成21年4月14日（火曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第1 会議録署名議員指名
- 議事日程報告
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第2号 砂川市税条例及び砂川市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第1号 平成21年度砂川市一般会計補正予算
- 閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
矢野 裕司議員
一ノ瀬弘昭議員
- 議事日程報告
- 日程第2 会期の決定
自 4月14日 1日間
至 4月14日
- 日程第3 議案第2号 砂川市税条例及び砂川市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第1号 平成21年度砂川市一般会計補正予算

○出席議員（14名）

議長	北谷	文夫	君君	副議長	東武	英圭	男介	君君
議員	北谷	文夫	君君	議員	東武	英圭	男介	君君
	北谷	文夫	君君		東武	英圭	男介	君君
	北谷	文夫	君君		東武	英圭	男介	君君
	北谷	文夫	君君		東武	英圭	男介	君君
	北谷	文夫	君君		東武	英圭	男介	君君
	北谷	文夫	君君		東武	英圭	男介	君君
	北谷	文夫	君君		東武	英圭	男介	君君
	北谷	文夫	君君		東武	英圭	男介	君君
	北谷	文夫	君君		東武	英圭	男介	君君

○欠席議員（0名）

- 1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。
 - 砂川市教育委員会委員長 柴田 良一
 - 砂川市市監査委員 奥山 昭
 - 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
 - 副市長 小原 幸二
 - 市立病院院長 小 熊 豊
 - 総務部長 善 岡 雅 文
 - 兼会計管理者 井 栗 西 上 井 野 克 久 孝 也 司 行
 - 市民部長 井 栗 西 上 井 野 克 久 孝 也 司 行
 - 経済部長 井 栗 西 上 井 野 克 久 孝 也 司 行
 - 建設部長 井 栗 西 上 井 野 克 久 孝 也 司 行
 - 建設部技監 金 田 芳 侯 一 憲 治 進
 - 市立病院事務局長 小 熊 豊 中 佐 藤 俊 夫
 - 市立病院事務局長 小 熊 豊 中 佐 藤 俊 夫
 - 市立病院事務局長 小 熊 豊 中 佐 藤 俊 夫
 - 総務課長 古 木 信 村 繁 己
 - 広報課長 湯 崎 浅 一 克 弘
 - 税務課長 熊 湯 崎 浅 一 克 弘
- 2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
 - 砂川市教育委員会委員長 四反田 孝治
 - 教育次長 森 下 敏彦
 - 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
 - 監査事務局局長 出 利 明
 - 3. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。
 - 事務局 角 丸 誠 一
 - 庶務係長 佐々木 純 加 茂 谷 和 夫
 - 議事係長 石 川 純 早 苗

開会 午前9時59分

◎開会宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。ただいまから平成21年第1回砂川市議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名
○議長 北谷文夫君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。
会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、矢野裕司議員及び一ノ瀬弘昭議員を指名します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定
○議長 北谷文夫君 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
今臨時会の会期は、4月14日の1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認め、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案第2号 砂川市税条例及び砂川市税条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例の制定について
議案第3号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第1号 平成21年度砂川市一般会計補正予算
○議長 北谷文夫君 日程第3、議案第2号 砂川市税条例及び砂川市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例の制定について、議案第3号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号
平成21年度砂川市一般会計補正予算の3件を一括議題とします。
各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。
○総務部長 善岡雅文君 (登壇) それでは、議案第2号 砂川市税条例及び砂川市税条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。
改正の主な内容は、附属説明資料に基づき説明をいたしますので、11ページをお開きいただきたいと存じます。
なお、附属説明資料の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第1条の砂川市税条例の改正から説明をいたします。第36条の2は、市民税の申告の定めであり、地方税法施行
規則で定められている寄附金税額控除の申告書である第5号の5の2様式を加える改正であります。

第38条の改正は、個人の市民税の徴収方法の定めであり、条例第47条の2第2項が削除されたことによる条文
の整理であります。

第47条の2の改正は、公的年金の所得に係る個人の市民税の特別徴収の定めであり、公的年金に係る特別徴収税
額に他の所得に係る税額を加算することができる規定を削除する改正規定及び項の移動であります。このことにより
公的年金から天引きされる税額は、年金に係る税額のみとし、年金以外の所得に係る税額は従来同様の納付方法とな
るものであります。

第47条の3及び第47条の5の改正は、第47条の2第2項が削除されたことに伴う条文整理であります。

第54条第6項、第7項は固定資産税の納税義務者の定めであり、引用条項の変更に伴う改正、つまり第6項は土
地改良法の一部が改正され、引用条項が条ずれしたものの、第7項は地方税法施行規則が一部改正され、条ずれしたも
のであります。

第56条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者の申告の定めであり、医療関係者の養成所にお
いて教育の用に供する固定資産税に係る非課税措置の対象法人が拡充されたことに伴う改正であります。

第58条の2の改正は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の定めで、社会医療法
人が直接行う緊急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産税が非課税にされたことにより申告方法の条文を
追加するものであります。

第59条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告の定めで、非課税
の適用の拡充に伴い、用途に供しなかった場合の申告についての定めを改正するものであります。

第93条第2項の改正は、民法の法律番号を追加するものであります。

第143条第4項は、国民健康保険税の課税額の定めで、介護納付金課税額の限度額について現行9万円を10万
円に改正するものであります。課税限度額については、現在の9万円が法改正により10万円と定められ、現行より
1万円引き上げることとなり、国民健康保険税の納税義務者のうち40歳から64歳の世帯の課税限度額は総額で現
行68万円が1万円引き上げ69万円となります。この限度額の引き上げに伴う増収分については、平成21年度の
見込みでは84世帯、76万4,000円となるものでございます。なお、限度額を引き上げない場合については、
特別調整交付金の交付の要件を満たさないことから同額に引き上げるものでございます。

第159条第1項は、国民健康保険税の減額の定めで、軽減後の介護納付金課税額の課税限度額について現行9万
円を10万円に改正するものであります。

第159条第2項の改正は、国民健康保険税の減額の定めで、2割軽減該当世帯について一律に軽減対象とするた
めに軽減を該当させない取り扱いを定めていた条文を削除するものであります。

次に、附則についてであります。附則第7条の3は次条が追加されることに伴う条文整理及び個人市民税の住宅
借入金等特別税額控除の適用を受けるための申告書の提出期限の特例を削る改正であります。

附則第7条の3の2は、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の定めで、平成21年から平成25年までに入居
した者を対象とする住宅借入金等特別税額控除が新たに定められたことによる改正であります。これは、住宅ローン
控除の適用を受ける者のうち所得税から控除し切れなかった控除額について、最高9万7,500円を限度に住民税
から控除する制度の創設で、この制度に伴う市税の減収分につきましては全額国費で補てんされます。なお、平成2
2年度課税分からの制度となります。

附則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税課税の特例で、地方税法の一部改正に伴う条文整
理であります。

附則10条の改正は読みかえ規定で、条文整理であります。

附則第10条の2は、新築住宅等に対する固定資産税の税額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の定め
で、高齢者向け優良賃貸住宅について減額の適用を受ける場合の添付書類の改正及び引用条項の変更に伴う条文整理
であります。

附則第11条は、土地に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する
用語の意義の定めで、適用期間を3年間延長するための改正規定であります。

附則第11条の2は、土地の価格の特例の定めで、評価替え年度以外の年度において土地価格が下がっている場
合、各年度において評価額を下げるができることとする下落修正措置の適用を延長する改正規定であります。

附則第11条の3の改正は、鉄軌道用地の価格の特例の定めで、特例廃止のため条文を削除するものです。

附則第12条は、宅地等に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度の固定資産税の特例の定め
で、適用期間を3年間延長するための改正規定であります。
附則第12条の2、第12条の3の改正は、条文整理による条文を削除するものであります。
附則第13条は、農地に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度の固定資産税の特例の定めで、
適用期間を3年間延長するための改正規定であります。
附則第13条の2の改正は、条文整理により条文を削除するものであります。
附則第15条の2は、特別土地保有税の課税の特例の定めで、適用期間を3年間延長するための改正規定でありま
す。
附則第16条の4、附則第17条の改正については、市民税の課税の特例の定めであります。地方税法の一部改
正に伴い、条文整理をするものであります。
附則第17条の2の改正は、優良住宅地の造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の特例の
定めであり、適用期間を5年間延長するとともに租税特別措置法の一部改正されたことによる条文整理であります。
附則第18条、附則第19条の改正については、市民税の課税の特例の定めであります。地方税法の一部改正に
伴い、条文整理をするものであります。
附則第19条の2の改正は、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の定めで、
この特例に特定保有株式を加える改正で、これにより価値を失った特定保有株式について譲渡損失とみなす規定を適
用するものであります。
附則第20条の改正は、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰り越し控除等及び譲渡所得等の課税の特
例の定めで、引用条項の変更に伴う条文整理であります。
附則第20条の2は、先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例の定めで、租税特別措置法の一部
改正に伴い、所得の種類に譲渡所得を加える改正及び地方税法の一部改正に伴う条文整理であります。
附則第20条の4の改正は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例の定めで、地方
税法の一部改正に伴い、条文整理を行うものであります。
附則第21条、第21条の2、第21条の3の改正は、宅地等に対して課する都市計画税の特例の定めで、それぞ
れ適用期間を3年間延長する改正であります。
附則第21条の4は、宅地等に対して課する都市計画税の特例の定めで、適用期間を3年間延長する改正及び地方
税法の一部改正に伴い、条文整理をするものであります。
附則第21条の5、第21条の6は、宅地等に対して課する都市計画税の特例の定めで、それぞれ適用期間を3年
間延長する改正であります。
附則第22条は、農地に対して課する都市計画税の特例の定めで、適用期間を3年間延長する改正であります。
附則第23条の改正は、都市計画税等の課税標準の特例の定めで、地方税法の一部改正に伴い、条文整理をするも
のであります。
附則第28条から附則第35条までは、国保の課税標準額の特例を定めるもので、附則第28条は上場株式等に係
る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例の定めで、所得割額の算定に当たり課税標準となる金額に配当所得を
加えることとする改正であります。
附則第29条、第30条の改正は、譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例の定めで、附則第28条の追加に
伴う条の移動と地方税法の一部改正に伴う条文整理であります。
附則第31条の改正は、附則第28条の追加に伴う条の移動であります。
附則第32条は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除に係る国民健康保険税の課税の特例の定
め、配当所得を所得割算定の課税標準にする際、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除を行うこ
ととする改正であります。
附則第33条は、前条同様の国民健康保険税の課税の特例の定めで、地方税法の一部改正に伴う条文整理及び条の
追加に伴う条の移動であります。
附則第34条の改正は、附則第28条、第32条の追加に伴う条の移動及び条文整理であります。
附則第35条の改正は、先物取引に係る雑所得に係る国民健康保険税の課税の特例の定めで、先物取引に係る所得
の種類に譲渡所得を加える改正及び附則第28条、第32条の追加に伴う条の移動であります。
附則第36条から第39条の改正は、附則第28条、第32条の追加に伴う条の移動であります。
次に、第2条の砂川市税条例の一部改正であります。附則第10条の2は、新築住宅等に対する固定資産税の減額
の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の定めで、認定長期優良住宅について固定資産税の減額の適用を受け
ようとする者がすべき申告に係る規定の追加及びこれに伴う条文整理であります。この附則第10条の2が既に第1
条で改正されていることから、施行日が違うということから第2条により定めるものであります。
次に、第3条の砂川市税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。これは、昨年5月に条例改正したもの
のうち、今回平成20年1月1日の適用日が到来する前に改めて改正が必要となったものであります。
附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例の定めで、地方税法の一部改正に伴う
条文整理であります。
附則第1条は、施行期日の定めで、個人市民税の経過措置について一部が廃止されたための条文整理であります。
附則第2条は、個人の市民税に関する経過措置の定めで、地方税法の一部改正に伴う条文整理、経過措置の一部が
廃止されたことによる項の削除及びそれに伴う項の移動であります。
次に、8ページに戻っていただきたいと存じます。施行附則についてであります。第1条には、この条例の施行期
日を定めております。公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用するものであります。ただし、第1条の規
定中、第1号から第5号に定めるものはそれぞれ記載された日から適用するものであります。
第2条は、個人の市民税に関する経過措置の定めであり、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条は都市計
画税に関する経過措置、第5条は国民健康保険税に関する経過措置であります。それぞれ改正に関する部分は、特段
の定めがあるものを除き平成21年度課税分から適用するもので、平成20年度分まではなお従前の例によるもので
あります。また、固定資産税及び都市計画税の納期について、通常4月に納期を設定していますが、評価替えの年
である今年度について1カ月おくらせ、5月に第1期を設けるものであります。
以上が地方税法改正等による砂川市税条例改正内容であります。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上
げます。
○議長 北谷文夫君 市民部長。
○市民部長 井上克也君（登壇） 議案第3号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご
説明申し上げます。
改正の理由であります。平成20年4月の制度改正により退職被保険者数が大幅に減少し、国民健康保険運営協
議会での拠出者側の立場から意見を反映する意義が薄れ、被用者保険等保険者を代表する委員を廃止するため、本条
例の一部を改正しようとするものであります。この件に関し具体的に申し上げますと、会社等を退職後厚生年金や
共済年金を受給し、国民健康保険に加入する被保険者は退職者医療給付の適用を受けることとなりますが、退職被保
険者の医療給付費の財源は退職被保険者の国民健康保険税と被用者保険からの保険者からの拠出金によって賄われて
おり、退職被保険者数は制度改正前の対象年齢が74歳以下で2,000人以上おりましたが、制度改正後は対象年
齢が64歳以下となったことにより300人程度に減少したことから、国民健康保険運営協議会の被用者保険等保

者を代表する委員を廃止しようとするものであります。
なお、国からは拠出者側の意見を聞くべき退職被保険者数は1,500人以上との指導を受けていたところであり

ます。
それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例であります
が、改正の内容につまきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が
現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。第2条は、国
民健康保険運営協議会の委員の定数を定めるもので、現行第4号、被用者保険等被保険者を代表する委員1人を改正後
は削除するものであります。

附則として、この条例は、平成21年6月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 (登壇) 議案第1号 平成21年度砂川市一般会計補正予算についてご説明いたしま

す。
今回の補正は、第1号であります。第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出
それぞれ746万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ103億9,746万1,000円とする
ものでございます。

初めに、1ページをお開きいただきたいと存じます。5款労働費、1項1目労働諸費で二重丸、緊急雇用創出事
業に要する経費746万1,000円の補正は、国の平成20年度の第2次補正に基づく事業で、急激な経済情勢の
変動により離職を余儀なくされた非正規労働者や中高年齢者を主な対象として現在失業されている方々を雇用し、緊
急的、一時的なつなぎ就業の機会を提供するもので、実施基準は事業費に占める人件費割合がおおむね7割以上かつ
事業に従事する全労働者に占める新規雇用する失業者の割合がおおむね75%以上、雇用期間が6カ月未満となる
もので、平成23年までの3カ年の事業であります。道央砂川工業団地環境整備委託料は、工業団地内の雑木の抜
根、草抜き、清掃活動で、実人員4人のうち新規雇用者3人掛ける60日で180日、監督員として既雇用者1人掛
ける40日、合計雇用創出数は延べ220日となるものであります。公共施設周辺環境整備委託料は、旧豊沼中学校
屋内整理整備、屋外周辺環境整備、石山中学校教員住宅、砂川小学校教員住宅、旧晴見道宮住跡地、旧JR歌志内線
周辺環境整備、雇用促進住宅のり面環境整備など雑木の抜根、不法投棄物や不良品の処分等を行うもので、実人員
4人のうち新規雇用者3人掛ける60日で180日、監督員として既雇用者1人掛ける50日、合計雇用創出数は延
べ230日となるものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明を申し上げます。15款道支出金は746
万1,000円の増となりますが、これは緊急雇用創出事業費として全額道補助金となるものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第2号及び第3号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○議長 北谷文夫君

○小黒弘議員 (登壇) 私は、市税条例の関係のまず47条の2の2項の削除に関してのご質問をしたいと思っ
ているのですけれども、その前に実は今議場を抜けて例規集をとりに行ったのですが、この例規集にこの前の改正に
なったものも載っていない、何の参考にも実にはなくて、あえてお伺いするのですけれども、そもそもこの特別徴
収というのはいつから適用になるはずだったものだったのかをちょっと、例規集に載っているだろうと思って今見た
のですけれども、それも載っていないので、今ここで聞かざるを得ないので、ちょっと教えていただけますか、
ます。

それから、今回私は修正案を出してまでのことをやった内容なのですけれども、既にその大事な部分で変更が出て
いるのですね、国のほうからの。全くおかしい話で、何でこんなことになるのかなと思うようなことなのですけれど
も、第47条の2の2項というのは、先ほど総務部長のほうからの提案説明もあったのですけれども、要するに今年
では年金に係る住民税、これを年金から天引きをする。しかし、ほかに所得があった場合は、それも加算して年金
からの天引きをするというものであったわけなんです。私は、修正案の中でもお話ししましたけれども、税というの
は個人がきちっと自分の責任で納めるのが納税の義務であって、その天引きされるというのはそもそもおかしい
のではないかとこの時期にその考え方をどうするのかわかりませんが、大もとの部分は変わってはいないの
で、この今のこの時期にその47条の2の2項の削除されるのかというのが私にはわかりませんが、まずこの理由を
お話をいただければと思います。

それから、もう一点なのですけれども、これまでのいろいろな国民の声によって国のほうは後期高齢者医療制度の関
係も天引きに、年金の天引きを認めていたの選択制にしていくのか、あるいはこの前もやった国保税の
関係は、もともどちから選ぶというところではあったとは思いますが、市のほうとしてはあえてその単
独のチラシを入れて、その選択ができるということをお知らせしているような状況があったのですけれども、そうい
うことからしていけば、なぜ住民税の年金天引きが残ってしまっているのかというものがどうもわからない
んです。私が考えれば、後期高齢者の関係とか国保税の関係というのは、かなりマスクミで取り上げられたり、いろい
ろなことがありましたけれども、この住民税の年金天引きというのは余り外に出ていなかったがために、ここだけ
はやらせてもらおうかなみたいな国の妙な考え方があったのではないかとこの時期には思うのですけれども、こちら
の事情等も当然国のほうからのお話もありするでしょうから、お聞かせをいただきたいと思っております。

私は以上です。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 (登壇) 3点ほどご質問がございました。

まず、特別徴収についてはいつから行われるのかと、年金からの特別徴収でございます。これにつきましては、1

0月より実施することとなっております。47条の2の2項が削除される理由ということでございますので、これにつ

きましては、平成21年4月からの公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収についてご説明を申し上げます。この

21年4月からの公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収についてご説明を申し上げます。この21年4月

からの公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収についてご説明を申し上げます。この21年4月からの

公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収についてご説明を申し上げます。この21年4月からの公的

年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収についてご説明を申し上げます。この21年4月からの公的年金

等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収についてご説明を申し上げます。この21年4月からの公的年金等

に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収についてご説明を申し上げます。この21年4月からの公的年金等

ございます。先ほどそういう旨もちょっと申し上げたつもりでしたけれども、具体的なものが言っておりませんでしたので、今再度年金支給月に合っていて、そっちのほうがすごく楽なのだというふうに、いう声が非常に多かったというふうに聞いてございます。

○議長 北谷文夫君 10分間休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時59分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

質疑を続けます。

土田政己議員。

○土田政己議員 (登壇) 私も議案第2号、市条例の改正について質疑をさせていただきます。私は、1点のみなのですけれども、第3条の砂川市税条例の一部を改正する条例の一部改正について、上場株式にかかわる配当所得にかかわる市民税の課税の特例についてお伺いをしたいというふうに思います。

この改正は、先ほども話がありましたように地方税法の改正によるものでありますけれども、上場株式等の配当、譲渡益課税に対する軽減率の再三、再三延長によるものなわけですけれども、本来はこの軽減措置は昨年12月31日で廃止するということが決まっていたわけでありまして、ところが、急にこの3年間特例措置を延長するということになりました。一律本来の20%から10%に下げるわけですが、この10%のうち住民税は3%、それについて道に4割、市町村に6割が配分されるということになっておりますけれども、この軽減率、軽減税率の延長によってかなりの量的にも税収が大きく落ち込むというふうにならざるを得ないというふうに思っています。例えば約10億が落ち込むと。それは4割ですから、それから市町村の分は6割ですから、約15億円というふうには試算されているわけですが、私も株式のことは余りよくわかりませんが、砂川市へのこれらの影響額というものはどんなふうになるのか、この点のみまず最初にお伺いしておきたいと思っております。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 (登壇) それでは、上場株式に係る配当所得の市民税の課税の特例について、道内市町村の落ち込み分は約15億円と試算されている点についてご答弁を申し上げます。

今回の条例改正に係る上場株式の配当所得に係る市民税の課税の特例については、地方税法の一部改正に伴う条文の整理を行うものであります。配当所得の特例は、地方税法の一部改正により特例が延長されましたが、具体的には上場株式の配当所得の軽減税率が平成21年度からは原則本則課税を予定していたものを3年間延長して平成23年度まで軽減税率のままとするようにしたものであります。この配当所得及び譲渡所得における納税は、北海道が納税義務者から徴収したものを道内各市町村の道民税割合に案分し、市町村に配当割交付金、株式譲渡所得割交付金として交付しているものでございます。

お尋ねの影響額につきましては、道内市町村への影響額が15億円とすれば、砂川市における影響額は約0.3%、450万円の影響額となりますが、道内市町村分の影響が約15億円という試算は北海道の平成19年度ベースの影響額で、昨年度の落ち込みや法人所得の落ち込みにより、これらの影響額については大幅に減少し、平成21年度の当初の予算を基礎にすると落ちる額、いわゆる影響額は約118万円ほどと見込んでいるところでございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 影響額はわかりました。

先ほども議論がありましたように、今回の麻生内閣が税制改革、改正を行ったわけですが、ご承知のとおり1月23日に閣議決定をなされたわけですが、先般の国会で十分審議がされていないという経過もあって、先ほど小黒議員もありました。さまざま大きな問題があったので。今回のこの問題も一番大きな批判になっておりまして、もともと03年度から小泉内閣が5年間こういう措置をとったわけですが、いわゆる財産家、大金持ち優遇税制だという国民の批判の中で、もう去年の12月にやめようということだったので。先ほど言ったように税の、税収の落ち込みも非常に大きいし、地方に与える影響も大きいからやめようということだったのですけれども、急遽また3年間延長することを今度の税制改革なりに盛り込んで、十分審議されないまま国会を通ってしまったという中身があるものから、このように問題が起きたわけですが、やはり私たちの感覚ではちょっとわからないのですけれども、物すごい巨額の減税措置なのですね。この株式取引のいわゆる証券優遇税制、特に今問題になっているのは外需依存から内需主導型に変えなければ日本の経済はよくなるまいというふうにならざるを得ないというふうな海外で展開する大企業向け、個々に新たな減税措置をしたわけですが、日本経済の景気の回復とは逆行になるといえるような批判が非常にありまして、やはりこの税制改革については、これ私たちがここで言うのも問題にはならないのですけれども、やはり地方としても先ほどお話ありましたようにやっぱ声を上げて、本当にこの……これでもし消費税の増税というふうなことになるならば、本当に金持ち優遇税制で庶民に増税ということになりかねないわけですから、そういう意味でぜひこの問題については強く国に対しても要請をさせていただきたいというふうに思っております。

この今回の砂川市の21年度予算を見ると、株式等譲渡所得交付金というのが去年より半分になっているのです。去年は、これはこの税制が反映されてしまったのか、関係なしに先ほど部長が言ったようにいろいろなことが落ち込んでしまったのか、ちょっとわかりませんが、その辺あたりのちょっと経過だけ、この改正によって減ると。延長になったら、私は減らないのではないかとと思うのですけれども、この点だけちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 去年との予算との絡みとその前段にいわゆる上場株式の配当に係る証券税制の国に要請等も含めてご質問があったわけですが、この上場株式の配当所得の税率につきましては議員言われておりますとおり本則においては20%で、所得税がそのうち15%、住民税が5%であり、現行制度では軽減されておりますので10%、内訳としては所得税が7%、住民税が3%というふうになってございまして、経過から申し上げますと平成15年度の税制改正により、当時の景気の落ち込みや株式市場の低迷、金融機関の不良債権問題に対応するために5年間の時限的な市場対策として導入されたというふうになってございまして、その後、平成19年度の税制改正で軽減税率の扱いについては活発に議論され、1年延長し、廃止することが決定されたのですけれども、平成20年度の改正では軽減税率を廃止するもの配当所得100万円以下、それから譲渡益500万円以下の部分については引き続き軽減税率とするというものでございまして、今回の改正はそれを平成20年度までの軽減措置をそのまま23年度まで延長するというものでございまして、これにつきましては国の経済政策ですから、いわゆるサブプライムローン等も含めて、内需拡大と言っておりますけれども、外需のほうも景気をよくしないとなかなかよくならないという状況もございまして、その予算の関係でございまして、この軽減税率制度の延長が決定したものであるというふうに理解をしておりますので、このように思っております。

○議長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第2号及び第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論は終わります。
これより、議案第2号を採決します。
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第3号の討論に入ります。
討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論は終わります。
これより、議案第3号を採決します。
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第1号の質疑に入ります。
質疑はありますか。

土田政己議員。
○土田政己議員（登壇） 議案第1号について、一般会計補正予算について質疑をさせていただきます。
今回の補正予算は、先ほど提案説明にありましたように国の平成20年度第2次補正予算にかかわるものでありますけれども、麻生内閣が景気対策として打ち出したのは、この20年度第2次補正予算では緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別交付金事業というのをセットで打ち出しております。それで、今回は砂川はそのふるさと雇用再生特別交付金事業と、その中でもあわせてお伺いをしたいと思っております。質疑をさせていただきますけれども、これらの事業の総体の内容と事業規模についてまずお伺いしたいというふうに思います。それから、2つ目には、緊急雇用創出事業については道の交付金が全額ですけれども、市町村への配分額は総額で約33億円で、配分率は決まっております。砂川市の場合は約1,230万円というふうになっておりますけれども、今回は700万ちょっとで、なぜ全額活用して雇用拡大に努めないのか、この点についてお伺いしたいというふうに思います。

それから、3つ目は、先ほど言いましたように今回ふるさと雇用再生特別交付金事業は取り組まれないのか。これは、この事業は、実施期間は1年以上3年以内というふうになっておりますけれども、今後の取り組み、見通しとか、今後の考え方についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） それでは最初に、緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別交付金事業の事業内容、事業規模についてご答弁申し上げます。

経済情勢の変動により離職者や中高年齢者等の生活の安定を図るため、国は20年度第2次補正予算にふるさと雇用再生特別交付金2,500億円と緊急雇用創出特別交付金1,500億円を各都道府県に交付し、北海道は国からの交付金を受けて基金条制を行って、今後市町村は北海道の基金を取り崩しながら平成21年度から23年度までの3カ年の期間に実施する雇用対策でございます。緊急雇用創出事業の内容は、非正規労働者、失業している、失業している非正規労働者、中高年齢者等の次の雇用へのつなぎの雇用であり、就業機会の創出を図り、雇用期間は6カ月未満の短期の雇用でございます。採択要件には、事業に占める人件費割合がおおむね7割以上、事業に従事する労働者に占める新規雇用の失業者数の割合がおおむね4分の3以上であること、通常の日本標準産業分類に提示される建設事業、土木事業は対象事業とはなりませんし、既に行っている既存事業の振りかえ事業も認められません。新規事業に限定されておりまして、補助率は10分の10となっており、補助事業の採択要件は国や北海道が示した補助金交付要綱に基づき定められております。

次に、ふるさと雇用再生特別対策事業の内容を申し上げますと、最初に国や北海道が示した新規事業の推奨事業例を参考に、砂川市が企画した新たな事業であること、雇用機会を創出する効果が高い事業であること、新規事業で失業者を雇用して、雇用期間が原則1年以上とし、翌年度からの継続雇用が見込まれるものであります。さらに、失業者に向けて人件費が2分の1以上であること、事業開始時点において道内で居住している者であること、新規雇用において特に厳しい状況にある中高年齢者及び若年者に配慮すること、障害者等の就職困難者が本事業から排除されること、幅広い層の失業者に雇用機会を与える観点から、特定の失業者のみを対象とした事業とならないように配慮することなど、また建設及び土木事業、草刈り等の軽作業、事業継続性の見込まれない調査研究事業等、国や道の補助金、交付金を受けている事業並びに既存事業の振りかえと判断される事業は除かれており、地域における継続的な雇用が見込まれる新たな事業となっております。

次に、緊急雇用創出事業における北海道から砂川市に対する配分額についてご答弁申し上げます。北海道における市町村への配分額は、緊急雇用創出事業約33億円となっており、北海道も3カ年で基金から取り崩して市町村に配分することになります。砂川市の配分予定額は3カ年で1,230万1,000円、そのうち初年度に6割相当額と平成21年度に執行されるように指示される予算配分を21年度で1,230万1,000円、残りの4割相当額は22年度と23年度にそれぞれ2分の1ずつとなります。246万円を予算執行する予定でございます。

次に、もう一つのふるさと雇用再生事業はなぞ取り組まなかったのか、今後の取り組みの見通しについてご答弁申し上げます。雇用、緊急雇用創出事業とふるさと雇用再生特別交付金事業は、去る1月27日に札幌で担当者説明会が行われ、すぐに1月30日に市役所で部長会議を開催し、企画書の提出を含めて事業実施の有無を確認し、2月10日まで空知支庁に緊急雇用創出事業とふるさと雇用再生特別交付金事業の事業実施の意向調査書を提出する期限でございました。平成21年度に予算措置されていないふるさと雇用再生特別交付金事業における補助事業採択要件について申し上げます。国や北海道が示した推奨事業例を参考に市町村が企画した新たな事業として、補助事業期間の3カ年終了後も引き続き継続的に失業者の通年雇用を確保しながら事業を実施していくことが必要であり、補助事業終了後も委託された民間企業等は砂川市が引き続き一般財源で事業を継続をしない場合、民間企業等が雇用を確保しながら、独自に営利を目的に事業を継続していかねばならないことが採択要件となっております。また、砂川市も補助事業終了後は一般財源で事業を継続を考慮していかねばならないことなど、将来展望も踏まえて事業計画を策定してはなりません。したがって、ふるさと雇用再生特別交付金事業の計画策定に当たりましては、会計検査も当然でございますので、取り扱いに十分慎重に取り組まなければならないものと考えております。

現在景気、経済状況が大変さで、3カ年間の補助事業終了後も新たに正規雇用につなげていくことは大変難しいものがあると思います。ふるさと雇用再生特別対策事業は21年度から23年度までの実施期間でございますので、明年度の22年度と23年度に向けて地域の安定的な雇用機会の創出を図ることを目的として、地域のニーズがあり、かつ今後地域の発展に資すると見込まれる事業であれば、実施に向けて企画書の策定を引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、緊急雇用創出事業のほうからちょっとお伺いをいたしますけれども、今回のご提案は公

